

## 大津市交通安全条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市の区域における交通の安全（以下「交通安全」という。）に関し、基本理念を定め、並びに市及び道路を通行する者の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、交通安全の確保に関する施策（以下「交通安全施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、交通安全施策を総合的かつ計画的に推進し、もって交通事故のない安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住する者（以下「市民」という。）及び通勤、通学、観光旅行等により市内に滞在する者をいう。
- (2) 交通安全要配慮者 子ども、妊産婦、高齢者、障害者その他の交通安全の確保を図る上で特に配慮を要する者をいう。
- (3) 交通安全団体 地域において交通安全に関する広報及び啓発その他の活動を行う団体をいう。

### (基本理念)

第3条 交通安全の確保は、市民等の生命及び身体が最も優先して保護されなければならないという基本的認識の下に、交通安全要配慮者の安全に特に留意しつつ、市、市民等、事業者、関係機関等が相互に連携及び協力を図り、主体的かつ積極的にこれに取り組むことにより行われなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、交通安全施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、交通安全施策の策定及び実施に当たっては、市民等及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、交通安全施策の実施に当たっては、国及び滋賀県（以下「国等」という。）並びに交通安全団体と役割を分担し、国等及び交通安全団体の施策との整合性の確保を図りつつ、緊密な連携の下にこれを行うものとする。

### (道路を通行する者の責務)

第5条 道路を通行する車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。以下同じ。）の運転者は、交通安全要配慮者の安全の確保に特に留意しつつ、道路交通に危険を生じさせないように、他の車両、歩行者等の通行状況、時間帯、天候、路面の状態等に応じて、安全かつ適切に運転をしなければならない。

2 道路を通行する歩行者は、スマートフォン等の情報機器の画面に表示された画像を注視するなどの周囲への注意が散漫となる行為を行いながら歩行することによって道路交通に危険を生じさせないようにしなければならない。

（市民等及び事業者の役割）

第6条 市民等及び事業者は、基本理念についての理解を深め、日常生活又は事業活動において主体的かつ積極的に交通安全の確保に資する取組を行うよう努めるとともに、市が実施する交通安全施策に協力するよう努めるものとする。

（道路交通環境の整備等）

第7条 市は、安全な道路交通環境を確保するため、国等と連携し、道路及び交通安全施設の保全、整備、改良その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、交通安全要配慮者の安全の確保に特に留意するものとする。

3 市は、市有施設の整備に当たっては、道路の見通しを確保できるように工作物を配置する等の施設及びその周辺における交通安全を確保するための措置を適切に講ずるものとする。

4 市は、市民及び事業者が住宅、事業所その他の施設において前項の措置に準じた取組を行うことを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（広報及び啓発）

第8条 市は、国等及び交通安全団体と連携し、交通事故を生じさせるおそれのある危険な運転の防止、交通事故負傷者を救護するためにとるべき措置その他の交通安全の確保に関して必要な事項について、知識の普及及び意識の高揚を図るための広報及び啓発を行うものとする。

2 市は、前項の広報及び啓発を行うに当たっては、道路交通を取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえるとともに、多様な言語への対応及び多様な文化への配慮に努めるものとする。

（子どもの事故の防止）

第9条 市は、家庭、学校等において子どもが交通安全に関する理解を深めることにより、交通事故に遭わないための安全な行動をとることができるよう、子どもの発達段階に応じた交通安

全教育の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 保護者は、家庭において、その監護する子どもに対し、交通安全に関する知識の習得及び意識の高揚のために必要な教育を行うよう努めるものとする。

(高齢者の事故の防止)

第10条 市は、高齢者が自らの身体機能又は認知機能の変化に係る理解を深めることにより、安全に道路を歩行し、又は車両を運転することができるよう、広報及び啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自転車による事故の防止)

第11条 市は、自転車に関係する交通事故を防止するため、国等及び交通安全団体と連携し、自転車の安全で適正な利用に関する教育の実施、広報及び啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(交通安全施策の充実に係る情報収集等)

第12条 市は、国等及び交通安全団体と連携し、交通安全施策を充実させるために必要な情報の収集及び分析並びに調査研究等を行うものとする。

- 2 市は、交通安全の確保に資する技術について積極的に調査研究を行い、その成果を交通安全施策に反映するよう努めるものとする。

(交通安全の確保に関わる人材の育成等)

第13条 市は、交通安全施策の実施に当たり、地域において交通安全の確保及び交通安全に関する啓発活動に関わる人材を育成するとともに、その活動環境の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(交通事故被害者等に対する支援)

第14条 市は、交通事故の被害者及びその家族が平穏な生活を営むことができるよう、総合的な支援を行うものとする。

(大津市交通安全対策会議)

第15条 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき、大津市交通安全対策会議（以下この条において「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本市の交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

- 3 会議は、会長及び委員20人以内をもって組織する。
- 4 会長は、市長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員は、第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命し、並びに第4号及び第5号に掲げる職にある者をもって充てる。
  - (1) 国の関係地方行政機関の職員
  - (2) 滋賀県の職員（次号に掲げる者を除く。）
  - (3) 滋賀県警察の警察官
  - (4) 教育長
  - (5) 消防局長
  - (6) 市職員（前2号に掲げる者を除く。）
- 6 会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 7 特別委員は、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が委嘱する。
- 8 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（安全点検期間）

第16条 市は、通学路等における子どもの交通安全を確保するため、毎年度、市民との協働並びに国等及び交通安全団体との連携の下、通学路等を集中的に点検する期間を設けるものとする。

（表彰）

第17条 市長は、交通安全の推進に貢献し、その功績が顕著であると認めるものを表彰することができる。

（財政上の措置）

第18条 市は、交通安全施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（委任）

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（大津市交通安全対策会議条例の廃止）

2 大津市交通安全対策会議条例（昭和45年条例第31号）は、廃止する。

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前の大津市交通安全対策会議条例第1条の規定により置かれた大津市交通安全対策会議並びにその委員及び特別委員は、第15条の規定により置かれる大津市交通安全対策会議並びにその委員及び特別委員となり、同一性をもって存続するものとする。